

経済建設常任委員会会議録

平成24年6月25日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 13:41

案 件

1. 議案第56号 契約の締結(競走場走路改修工事)
2. 議案第60号 市道路線の認定
3. 議案第61号 専決処分の承認(平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第5号))
4. 議案第62号 専決処分の承認(平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号))
5. 議案第70号 専決処分の承認(平成24年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))
6. 報告事項
 - 飯塚市販路開拓支援補助金の採択について (産学振興課)
 - 飯塚市新技術・新製品開発補助金の採択について (産学振興課)
 - 飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて (商工観光課)
 - 産業分類別就労人口について (商工観光課)
 - 飯塚市公共建築物等における木材の利用推進委員会の設置について (農林振興課)
 - 飯塚市公営住宅等長寿命化計画について (建築住宅課)
 - 上下水道マッピングシステム開発業務委託について (上下水道部総務課)
 - 工事請負契約について (上下水道部総務課)
 - 工事請負変更契約について (上下水道部下水道課)
 - 飯塚オートレース場における自動車破損事故について (事業管理課)
 - 公道上における人身事故について (農業土木課)
7. 所管事務調査(明星寺地区採石場周辺市道について)
8. 請願第6号 明星寺地区市道の待避所設置工事(案)に反対する請願

委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

案件に記載しておりますとおり、「所管事務調査」及び「請願第6号」については、報告事項の後に審査いたしますので、ご了承願います。

「議案第56号 契約の締結(競走場走路改修工事)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

契約課長

議案書10ページの議案第56号 契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものであります。

本件、競走場走路改修工事につきましては、契約金額2億475万円で株式会社NIPPON飯塚出張所、所長 西谷次男と契約を締結するものであります。

また、工期につきましては、本契約として認められた日から平成24年11月27日までとしております。

入札執行状況につきましては、「条件付き一般競争入札実施要領」及び「運用基準」に基づきまして、業者選考委員会において参加要件等を決定し、4月27日に入札公告を行い、5月22日に入札を執行いたしました。

なお、議案書11ページから14ページは、工事概要・位置図等となっております。

入札の結果でございますが、資料の15ページの入札概要をお願いします。本件につきましては2者からの入札参加申請があり、入札の結果、予定価格2億1546万5250円に対し落札額2億475万円、落札率95.02%で株式会社NIPPOが落札したものであります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

これは条件付きということですけど、どういう条件があったのかということをお尋ねいたします。それとともに、これはNIPPOさんと大成ロテックという会社は市外業者ですよ。ということは、条件を付けたから市外業者2社しか応募しなかったと、トライアルしなかったということですよ。だから、条件をお尋ねします。地元の業者はその能力がなかったと、施工する能力がなかったということになるのかどうか。

契約課長

先ほどの要件等でございますが、まず飯塚市有資格者名簿(市外)に登録されています舗装業者の業者で、参加申請時におけます総合評定値が1,000点以上であることが1つでございます。次に、建設業法に規定します営業所等を福岡県内に有すること。3点目に、平成14年度以降に元請またはJVの場合は代表者としてオートレース場の走路改修工事の施工実績を有すること。4つ目でございますが、技術者を専任で配置できること。最後でございますが、飯塚市に手持ち工事のないことを要件としております。

それと今回の市内の業者に施工能力がないということでございますが、1,000点及び実績を求めますと、市内の業者さんで最高点数が902点となりますので、1,000点未満となりますので、今回は参加の要件にはないということになります。

道祖委員

この工事は走路改修ですから、やはり技術的に微妙なものがあるんだろうとは理解いたしますけれど、これは下請け等はですね、例えば排水工とかありますね。舗装についてはいろいろ確かに微妙な技術的なものがあるのではないかと私も理解しますが、走路そのものはですね。ですけど、路面の掘削とか排水工とかそういうものについてはある意味、地元の業者でもやれる部分があるのではないかと思うんですけど、その辺はどうなんですかね。

契約課長

地元業者に対します下請け等につきましては、いま契約課では契約金額1千万円以上の案件につきましては、その契約時に齊藤市長からのお願いということで、「下請け業者を積極的に市内から使ってください。資材についてはできるだけ調達してください。」というような形で必ずお願いはしているようにしております。

道祖委員

そのように配慮をいただいているということならば、それで結構でございますけれども、ただお願いが結果としてどうなっているかということについては、後日報告していただけないでしょうか。

契約課長

報告させていただきたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

松延委員

いま道祖委員からのお尋ねがありました。先ほど要件として5項目挙げられました。こういう自動車競走場の安全を確保するためということで、実績がないのは無理だということですが、これは私ちょっと理解できるんです。それでその前にですね、舗装工と排水工と路面の削工とこの3工、今回の工事は工種が分かれていますけれども、それよりも前にこの工事が、要するに特殊であるというふうなことでですね、そういうふうな基準を設けられたほうがわかりやすいと思うんですよ。総合評定値の1,000点というのはですよ、そのときの工事いろいろありますからね、先ほどの市内業者の最高は902点ということでは言われましたけれども、そしたらその902点と1,000点とどれだけ違うかと。舗装工については要するに道路が主力で、そのいろいろ路床、路盤、表層工いろいろありますけれども、建築業法、技術士法には舗装に関する技術的な国家試験は何もないんですね。一般のゼネコンあたりがとって、舗装やっているところに下請けを出すとかいろいろあるんですね。それで今回のこの特殊であるという、要するに舗装厚は40ミリでしょう。普通、道路の40ミリとかは相当高速道路等の大きいものしかありませんけど。そこら辺のところの要件がどうも私にとってはちょっと理解できないんですね。先ほどからも市内業者、要するにこの舗装工については10何者か20者ぐらい指名願いを出しておられると思うんですけどね。だから、そこら辺のところはひとつ引き上げていただく努力もせないかんし。それで先ほどの要件の1つ、実績がなかったらということは、いつまで経っても市内の業者はできないということになるんですよ。だから、その基準というものをもう少しですね、これは特殊な工事であるという、特殊工というふうな位置付けをきちっとさせたほうが、私は皆さん方に理解できると思いますけどね。ちょっとその件で今後、要するに今回も2者ですか、今やはりできるだけ一般競争入札で、もうくじでほとんどの工事が落とされています。それで今回は条件付きの一般競争入札の要領に基づいてやりましたと、それはいいんですけどね。だから、ちょっとそこら辺のところの特殊であると、この工事が特殊であるという基準をですよ、私は飯塚市で今後きちっと何かがつくられたほうが。ただ経営事項審査はですね、先ほど言いましたように、そのときどき変わりますからね。ちょっとそこら辺を今後検討される余地があるかどうか、ちょっとそれだけ教えてください。

契約課長

先ほどご説明させていただきましたように、この案件につきましては業者選考委員会の中で諮って決定したものでございます。その中で説明の内容につきましては、今回の工事の施工に当たりましては、高度な技術力、そして経験が必要であるということで、今回はオートレース場の舗装の実績があるものということで決定させていただいたような次第でございます。

今後はですね、業者選考といいますか、条件の中で高度な技術力を求めると、そういうような形で公告の内容等についてもきちんとしていきたいかと思っております。位置付け的には重要な案件だと、高度な技術力がいるということでさせていただきたいと思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

小幡委員

この件、いま松延委員が言われたとおり、私も大賛成です。そのまま意見は同意見です。

いま総合評定値の1,000点以上、これの意味が基本的には何を意味するかというようなスタイルで考えますと、地元の人たちが入れないように壁をつくっているだけですよ。それとこのNIPPONさんと大成ロテック、本場含めて全国に6場ありますかね、レース場は。この2者が交代交代でやっている。独占。JKAと何か話し合っているかどうか知りませんがね。そういう意味から、入札条項の中に実績、これはさせない限り地元の業者には実績が絶対できませんよ。ですから、地元育成の考えからいけば、1千万円以上の市内業者をなるべく使ってくださいと、これはいいですよ。でも使う使わないかは、この落札された市外業者の方の考えひとつでしょう。実績がないということは、実績を上げる努力をあなた方が考えているかどうか

か。このままだと一生実績はつかないよ。6場のもしくは他の5場には入らないんですから、地元の方は。飯塚市のオートレース場だけしか入れないならね、仕事としては。じゃあ考えればこのNIPPONさんでも大成でもいいんだけど、JVを組ませて地元業者に、比率は別ですよ、6対4か7対3か8対2か、構いませんけどね、経験させなくちゃ。させて、地元の業者さんたちの技術の育成を進めさせるのは、あなたたちの仕事でしょうが。実績がない、実績がない、1,000点以上、1,000点以上と、そんな壁を作ったら地元の業者さんは技術向上しません。なおかつ飯塚市のレース場ですよ。よその業者が来て、仕事して帰って、地元の業者さんが飯塚オートに理解をしてくれと、行かれているかどうか知りませんがね。そのところをJVできるかどうか、今後の検討、どんなふうに思います。

契約課長

JVにつきましては、今3億円以上の工事につきましてはJVをするという形にしておりますが、今後これは入札制度検討委員会等も含めまして検討させていただきたいと思います。

小幡委員

ここで結論はいいませんが、検討してくださいね。私はそういう意味からJVにして育成するべきだと思います。なおかつ、この合材、アスコン関係の購入先も、地元で今回はNIPPONさんですか、とられるんですけども、それも市外業者からの合材購入ですね。基本的には飯塚市の業者さんがこれには関与できないというような状況になっているので、その点を含めて今後検討課題としてください。よろしくをお願いします。

委員長

他に質疑はありませんか。

瀬戸委員

いま皆さん言われた意見に同調はしているんですが、一点。前回走路改修があったときにやり替えがあったということを聞いています。その内容が分かれば教えてください。

契約課長

前は平成15年度に全面改修工事を行っておりまして、その当ても株式会社NIPPONが落札しております。契約金額につきましては、2億...

(「やり替えはあったのか」という声あり)

土木建設課長

やり替えはありました。平成15年度の改修工事では、選手会からは平坦性については高い評価を得ていました。しかしながら、水はけのよい走路にすることを目的に改修いたしましたが、部分的に浸透性に差が表れ、不自然に水が残るといった現象が生じました。雨天時の水浮き現象の改善策については、走路を傷つけることのない方法をとるという大前提のもとに、舗装体内洗浄、走路面横穴削孔を実施し、その結果、水浮き現象解消時間の短縮等、一定の効果はあらわれていました。しかしながら、平成17年7月末の開催時に、降雨による水浮き現象が長時間解消されない状況が発生いたしました。その解消のため、平成15年度の改修工事の請負業者であります株式会社NIPPONコーポレーションから、オーバーレイによる改修の申し出があり、平成17年9月15日から平成17年10月10日の26日間で実施し、現在に至っています。

瀬戸委員

そのときはNIPPONさんのほうはですね、市内業者さんの下請を使われたか、使われていませんか。

土木建設課長

すみません。ちょっと手元に資料がございません。

瀬戸委員

たぶんね、使ってあるんです。それでね、いま皆さんおっしゃったように、技術力とかいろ

んな、これは選手の命に関わることなんですよ。いま言ったNIPPPOさんが1回やり損なっていると。やり損ないの理由というのは、どの分かはっきりわかっているんですか。これは設計とかその会社がするんですか。専門がいらっしゃるんですか、走路の設計に関して。その辺もわかったら教えてください。

土木建設課長

設計の専門的なものはございません。

瀬戸委員

じゃあ、何か6場でそういう走路の基準とか。よく選手の方々が言われるんですね。どこの走路はいいけど、飯塚が悪いとか、山陽が悪いとか、いいとか。走っている選手、命をかけて走っている選手からそういう声が出るということは、何かあるはずなんですよ、そういうのが。いま小幡委員が質疑されたけれど、2社で交代でやっているようなね。じゃあ、お任せということですか。設計もなくしてお任せなんですか。2社に設計もなしにやるということになれば、その道路会社にお任せしてあるんですか、どうですか。

土木建設課長

この設計にあたりまして事前に選手会はもとより競走会、事業管理課などと協議を行い、いろんな問題を提示しながら計画をいたしました。

瀬戸委員

だから、そういう基準がないということでしょう。皆さんの意見を聞きながら、ここが悪いからこうだとか、これはこうした方がいいとか、わかりませんよ、その基準はあるはずなんですよ、きちっとした。

土木建設課長

基準としましては、競走路補装に関する基準ということでございます。

瀬戸委員

基準はあるはずですよ、間違いなく。ただその施工基準とか、施工に関してこうやらなくてはいけないとか厳しいものがないと命に関わることですから、そういうことがきちっと行われているか。じゃあいま言ったように水が溜まると、これはどういう原因が起きて水が溜まって、そういうふうになったのか。そういうことをきちっと調べてもらわないと、1回やり損なったところにまた今度入札で落としたからそこにやると。多分これ下請業者がやり損ねたのかどうかはわかりませんよ。NIPPPOさんは大手さんでしょうけれど、そこにいま専任技術者を1人置くようになっているということになってますが、あとはもう地元さんが引き受けてされたのか、NIPPPOさんが来られてちゃんと社員、従業員さんを連れて一緒にやられたのか、これも全然わかりません。今さっきJVの話が出ていましたけれど、とられて全部を飯塚市内の業者に任せたと、ただ向こうから来ての専任技術者だけということなのか。それもはっきりわからないんでしょう、どうですか。

土木建設課長

当時の状況については、今ちょっとここではわかりません。

瀬戸委員

何千万円もかけてね、走路改修をするわけですよ、選手の命を守るため。それをそんなにいい加減なことでわからないとか、今度やったらまたそういうことが起きうるかもしれないということでしょう。そういうのをね、きちっと担当課、そして契約のほうをきちっと調べてね、以前の状況を調べてちゃんとやらなきゃいけないじゃないかと。皆さんが言われること、全部本当ですよ、その技術力の問題とか。ただね、やっぱりそういうことをきちっと前回のことを踏まえてやっていかないと、こういう問題が続いていって、事故のもとになったりとか、それとかまたやり直しでね、そのやり直しにお金はかからないんでしょうけれど、原因追究というものはやっていかないと今後のためにいけないかなと思います。十分にそういうことを考えて

やられるように、これは要望しておきます。以上です。

委員長

他に質疑はありませんか。

松延委員

もう1回お尋ねします。今ですね、瀬戸委員から平成15年度に改修したということで、ちょっとそこら辺のところは私も知りませんでしたので。ここは要するに、協力業者を使ってしようがしまいが元請はNIPPOさんですから。そうでしょう。先ほど契約課長が言われたように、要するに専任技術者もちゃんと配置できる体制がとれれば、それが1つの条件ということですから、そのもとに舗装業者が協力業者でどこであろうとですよ、NIPPOさんが請け負っておらっしゃるんですからね。そのときに、いや地元使いましたらまずうございます、こんな話は通らないですね。だから私が、先ほどこの専任技術者、建設業法にも技術士法にもないんですよ、この資格は。ただたぶん建設業法でいう何十年以上経験しておりますからということで、そういうふうな経営事項審査の中に技術者として上がってきてるだけなんですね。上がってきたからそういう人を配置できればいいということでしょう。いま先ほどの要件をずっと言われましたけれど。だからこの基準を、これが特殊であるというものははっきりと決めないと。いま先ほど5つの要件を言われましたけれどね、これを満たしていてもまた同じようなことが起きる可能性はあるということですよ。だからちょっとそこら辺のところは、うちの庁舎内でそういう基準が設定できるかどうか、あるいはこれはまた逆に言ったら、専門家に任せてそういうものをつくるかどうか、ちょっとそこだけですね、今後考えたほうがいいと私は思います。以上です。答弁はいりません。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第56号 契約の締結(競走場走路改修工事)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第60号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

土木管理課長

「議案第60号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。

議案書21ページをお願いいたします。道路法第8条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるため、提出するものでございます。

今回認定する路線は8路線、延長676.5メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番から6番の路線が開発行為に伴う路線認定及び一連番号7番から8番の路線が県営額田中央団地建替事業に伴う認定替えにより、路線認定を行うものです。

路線箇所は、22ページから24ページに記載しております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第60号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第61号 専決処分の承認(平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第5号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

上下水道部総務課長

議案第61号 専決処分の承認の補足説明をいたします。

平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第5号)につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、報告を行い承認を求めるものでございます。

別冊になっております「平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算書(第5号)」の1ページをお願いします。収益的支出としまして984万円を増額し、予算の総額を12億4780万7千円とするものであります。

この予算は、工事請負費等の繰越等により仮払い消費税額が見込みを下回り、消費税納税額が不足することになるため補正したものです。

3ページの明細書をお願いします。23年度予算におきましては消費税の納税額を75万円と見込んでおりましたが、片島ポンプ場雨水滞水池新設(土木)工事、JR浦田第一雨水幹線整備工事負担金等が繰り越しとなったため、消費税の納税額は1059万円となりました。このため、差し引き984万円の予算不足となり、予算の流用、予備費では対応できないため、3月31日付で専決処分を行ったものです。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

質疑ということじゃないんですが、いま明細書の中でも説明されたんですけど、ポンプ場とか言われてましたけど、明細の備考欄に何も載ってないので、できたら、そういうことは備考欄に書いていただきたいと思います。以上です。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第61号 専決処分の承認(平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第5号))」については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第62号 専決処分の承認(平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

上下水道部総務課長

議案第62号 専決処分の承認の補足説明をいたします。

平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、地方自治法の規定に基づき専決処分を行いましたので、報告を行い承認を求めるものでございます。

別冊になっております「平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算書(第1号)」の1ペー

ジをお願いします。予算第2条の収益的収入で2000万円を増額し、予算の総額を20億5666万4000円とし、収益的支出で3266万1000円を増額し、予算の総額を20億173万4000円としたものです。

3ページの明細書をお願いします。この予算は、財団法人 福岡県産炭地域振興センターの新産業創造等基金支援事業により環境浄化システムの研究開発事業を行うためのもので、支出で薬品費等3266万1000円を増額し、収入で基金助成金、助成率3分の2、上限額の2000万円を増額補正したものです。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

小幡委員

質問じゃありません。要望だけです。管理者にお願いしたいんですが、これ専決が4月20日ですよ。いま6月の25日、2ヵ月以上経っております。この案件に限らず、専決につきましては、前回でも追加工事を土木関係で専決で支払ったあとにですね、我々の委員会に報告があったということで、現地調査まで行ってね、かなり検討した経緯があります。できれば、委員会の招集はその都度無理でしょうけども、せめて正副委員長のほうには専決をされる予定であるとか、なされたあと速やかに報告のほうを今後ともお願いしたいと思いますので、これは要望でよろしくをお願いします。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第62号 専決処分の承認(平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号))」については、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第70号 専決処分の承認(平成24年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

事業管理課長

「議案第70号 専決処分の承認(平成24年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))」について、補足説明をいたします。

「平成24年度飯塚市特別会計補正予算書(平成24年5月31日専決)」の1ページをお願いいたします。歳入・歳出それぞれ34億7500万円を追加し、歳入・歳出予算の総額を247億9052万6千円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、平成23年度決算見込額におきまして、歳入、歳出、差引7億4519万9431円の歳入不足となりますことから、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、歳入の繰上充用にて対応するものであります。

2ページをお願いいたします。歳出の4款前年度繰上充用金、1項前年度繰上充用金、補正額7億4520万円でございますが、平成23年度繰上充用金額、6億2026万1410円と比較して1億2493万8590円増加しています。これは平成23年度単年度決算見込額において、歳入不足が生じたことによるものでございます。

その他、歳入の勝車投票券発売収入とそれに関連する歳出の開催経費等の補正によりまして収支のバランスをとっております。

手続き時期としては、出納整理期間に行うのが通例となっておりますので、今回、5月31日

付けで繰上充用の補正予算の専決処分を行ったものでございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第70号 専決処分の承認(平成24年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))」については、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 10:38

再開 10:45

委員会を再開いたします。

おはかりいたします。執行部から、案件に記載の件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市販路開拓支援補助金の採択について」及び「飯塚市新技術・新製品開発補助金の採択について」、以上2件について、報告を求めます。

産学振興課長

「飯塚市販路開拓支援補助金の採択について」、ご報告申し上げます。

本補助金は、新規性、独創性及び市場性がある商品を有し、かつ実現可能性があると思われる生産計画を有しながら、販路開拓に課題を抱える市内中小企業に対して、その販路開拓に要する経費の一部を補助することにより、課題解決を支援し販売を促進することによって、地域経済の活性化を図るものです。

平成24年度につきましては、平成24年4月2日から4月20日までの間、公募を行いましたところ、7件の申請がありましたので、5月14日に製品・技術・サービスの新規性や市場性に関する目利きに秀でた有識者で構成する飯塚市販路開拓支援補助金審査会において審査を行った結果、4件の事業が採択されましたことを報告申し上げます。

次に、「飯塚市新技術・新製品開発補助金の採択について」、ご報告申し上げます。

本補助金は、研究開発を行おうとする市内中小企業に対して、研究活動に要する経費の一部について補助金を交付することにより、技術開発力の向上及び製品の高付加価値化を推進し、地域産業の振興を図ろうとするものです。

平成24年度につきましては、平成24年4月2日から4月20日まで公募を行いましたところ、4件の申請があり、5月16日に学識経験者等で構成する飯塚市新産業創出支援事業補助金審査会において2件の事業が採択されましたことを報告いたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

この補助金事業というのは、飯塚市単独で行ってあるんでしょうか。じゃなければ、国からいくら、県からいくら、市からいくらという補助金の率と上限額を両事業とも教えていただきたいと思います。

産学振興課長

この補助金は飯塚市が単独で行っております。それで先に申し上げました販路開拓支援補助金でございますが、これは1件あたり100万円を上限といたしまして、3分の2程度というふうな形になっておりますけれども、あくまでも100万円を上限といたしまして補助金を交付いたしております。次に、新技術・新製品の開発補助金のほうでございますが、こちらのほうは補助対象経費の3分の2以内というふうなことで200万円を限度といたしているところでございます。

瀬戸委員

これは平成24年度だけ、それと今から継続してやっていかれるおつもりか。どうですか。

産学振興課長

2件の補助金のうち、販路開拓支援補助金につきましては平成22年度からこれを開始いたしております。まだ間がない補助金でございます。次に、新技術・新製品の開発補助金でございますが、こちらのほうは平成12年度から継続して行っております。両方とも交付を受けた企業さんにおかれましてはですね、5年間の経過についての実績について報告をする義務がございます。これにつきましては、現在、e-ZUKAトライバレー構想の中で市の施策として設けております。おおむね交付を受けた企業の方々には好評でございますので、今後経過を見ながらですね、これにつきましては補助金を今後継続してやるのかということも含めて検討してまいりたいと考えております。

瀬戸委員

いま聞くと、新技術・新製品開発補助金というのが平成12年、販路開拓が平成22年と。5年間の報告義務があると。今までに、どちらもどのくらいの申し込みがあって、どのくらいの企業がお使いになったか。それと、その企業が補助金をいただいて5年間の経過をお聞きになってどういうふうな結果が出たか。それはいま聞くと長くなるでしょうから、それは資料として要求をいたしますので、次回の委員会まで結構ですので、資料の要求をいたしたいと思っておりますので、委員長のほうでお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

道祖委員

いま瀬戸委員からいろいろと質問されて、資料要求等がっておりますけど、報告事項だからといってですね、安易に報告すべきじゃないと思うんですよね。報告するなら、いま質問があったような内容もきちっと添えてね、やはり報告したほうがいいんじゃないですかね。例えば、これ見てもね、補助事業者名はありますけど、どこの企業かわからない。市内のどこにある企業なのかとかね、どういうことをやってる企業なのか、どういう資本規模の企業なのか、そういうことをやっぱり出して、どういう中小企業が頑張ってたんだと、それに対してどれだけ市としても力を入れて応援してるんだというような思いが伝わらない。ただ金を出せばいい、こんなに金を出しましたよということじゃなくて、やっぱり瀬戸委員が言われたように、どれだけの応募があって、その中から選んだのがこの何社ですよと。例えば予算の関係で販路開拓支援は4社しか選んでないのか。可能性があるんだったら、まだ投資してもいいんじゃないかという意見だってあり得るわけですよ。その辺が全然見えない。選びました、報告します。金額も言わなかったしね。そういうことをね、やはりきちっと説明していかないと、行政がどんな取り組みをやってるということ、僕ら市民に説明できないじゃないですか。報告しました、聞いてました。聞いたけど、何を聞いているかわからない。その点だけは今後、資料要求されてますけどそれに合わせてきちんと出していただきますよう。報告のあり方を検討してください。以上です。

瀬戸委員

すみません。報告事項ですので、これ継続審査じゃありませんので、資料要求いたしました要望いたしますので、先ほど言った資料をよろしくお願いを申し上げます。以上です。

委員長

瀬戸委員のただいまの件につきましては、委員長のほうで取り計らいますので、ご了承願います。

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて」、報告を求めます。

商工観光課長

飯塚市中心市街地活性化の取り組みにつきまして、前回の委員会でご報告しておりました中心市街地活性化基本計画の主な事業であります「商業の活性化事業」のうち、タウンマネージャー設置事業及び健康空間創出事業における街なか交流・健康ひろば事業につきまして、ご報告させていただきます。

タウンマネージャーの設置につきましては、お手元に配付しております資料をご覧ください。1ページ目下段「4.選考経過」につきまして、前回の委員会では、5月10日に一次審査が行われ5月22日に二次審査で決定する旨ご報告しておりましたが、裏面の2ページ目上段に記載しておりますとおり、二次審査におきまして、一次審査合格者2名のうち神田邦夫氏が選定され、5月28日に中心市街地活性化協議会におきまして承認されましたので、ご報告させていただきます。

神田氏の履歴につきましては、2ページ目下段に記載しておりますとおり、年齢は62歳、埼玉県さいたま市のご出身で、埼玉県庁・中小企業事業団勤務を経まして、平成2年に株式会社 神田経営研究所を設立。平成24年には神田中小企業診断士事務所を設立され、これまで長きに渡り全国の商店や商店街の振興に取り組むなど、その豊富な経験と専門的知識、人脈により、本市中心市街地の商業活性化に指導的な役割を發揮されるものと期待されております。

なお、タウンマネージャーの設置につきましては、本年6月4日に経済産業省の戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金に申請してありまして、採択後、8月より雇用予定となっております。神田氏につきましては、雇用決定後、本市に転入される予定となっております。

健康空間創出事業における街なか交流・健康ひろば事業につきましては、先日、委員の皆さまにスケジュール資料を別途配付し、お知らせさせていただいておりますが、去る6月9日に平山委員長にもご来賓としてご出席いただいた中で、街なか交流・健康ひろばの開所式が行われましたので、ご報告申し上げます。

当日は、福岡県看護協会による、まちの保健室事業も開催されまして、身長・体重・血圧・体脂肪などの測定と健康相談に91人が参加され、また、キッズコーナーでの写真撮影会には、地元園児等57人が来場されました。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

このタウンマネージャーの件なんですけど、これ「公募による募集後」ということで書いてありますけど、募集方法はこれを見ると、「飯塚商工会議所HPによる一般公募」とあとは「国土交通省から全国関係自治体に中活関連ニュースで配信」関係機関(全国組織を含む)HPでの一般公募掲載のほか、当然、飯塚市のホームページにも掲載はされておるわけですよ。こういう募集をされる時の予算措置、いわゆるこの方に何年間お務めいただいて、どのくらいの予算、いわゆる給与というのか契約金というのかを払われるか。その辺はわかってあるなら教えていただきたいんですが。

商工観光課長

先ほどのご質問につきましてですが、契約としましては月40万円ということになっております。そして、これにつきましては先ほど申しました経済産業省の戦略補助金、これに採択に

なるのが前提でございます。採択になりましたら、契約としまして、月40万円という形で契約をするということになっております。期間としましては単年度契約ですけども、最長3年間までの延長が可能ということになっております。

瀬戸委員

となると、全額補助金でまかなえるということですか。

商工観光課長

この制度につきましては国の戦略補助金というものでございまして、国が3分の2、県が18分の1、市が18分の4ということになっております。それと残りは採用します実施主体、ここにつきましては商工会議所という形になります。

商工観光課長

商工会議所も金を出すということですね。2人しか応募がこれはなかったんですか。2人だけ。じゃあ、これも要望で、審査された評価、評価されましたよね、評価点が443点と439点、そんなに差がついてないんですけどね。その内容について資料があればいただきたいと思いますが、要望したいと思えます。できますか。

商工観光課長

採点につきましては、実施主体が商工会議所になっておりますので、商工会議所に確認しまして出していただけるものについて出していただきたいと、わかるものをですね、出していただきたいと思っております。

委員長

瀬戸委員のただいまの件につきましては、委員長のほうで取り計らいますのでご了承願います。

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「産業分類別就労人口について」、報告を求めます。

商工観光課長

前回の委員会では、平成22年度の国勢調査に基づく第一次、第二次及び第三次産業の就労人口のみご報告しておりましたが、今回は、資料としまして平成17年度との比較も含めた「産業分類別就労人口の動向」及び「有効求人倍率」、「完全失業者数及び完全失業率」の推移につきまして、お手元に配付させていただいておりますので、資料に基づき簡単にご説明させていただきます。

まず、資料左側の「国勢調査数値における産業分類別就労人口の動向」についてでございますが、本市における平成22年10月1日現在の国勢調査人口は13万1492人となっております。平成17年の13万3357人と比較いたしますと1,865人、1.4%の減となっております。これを踏まえまして、表の下から3番目の平成22年の労働力人口は63,178人となっており、平成17年と比較いたしますと1,638人、2.53%の減となっております。非労働力人口は、平成22年と平成17年の比較では242人、0.48%の微減となっておりますので、この数値動向からみますと、人口減の多くは労働力人口の減によるものと判断されます。

労働力人口のうち、第一次産業から第三次産業の就業者数(就労人口)の合計(A欄)は、平成22年度55,761人となっております。平成17年と比較いたしますと2,728人、4.66%の減となっております。それに対しまして、表の一番下の完全失業者数(E欄)は、平成22年度7,417人となっており、平成17年と比較いたしますと1,090人、17.23%の増となっております。本市の厳しい雇用状況が見て取れる動向となっております。

次に、就業者における産業分類別就労人口の動向でございますが、就業者数としましては、第一次産業は、平成22年が1,215人となっております、平成17年と比較いたしますと427人、26.0%の減となっております、第二次産業は、平成22年が12,502人となっております、平成17年と比較いたしますと1,362人、9.82%の減、第三次産業では、平成22年が41,154人となっております、平成17年と比較いたしますと1,509人、3.54%の減となっております。

各産業の特徴としましては、第一次産業では、農業の就業者数の減少が、第二次産業では、建設業の就業者数の減少が顕著となっております。第三次産業につきましては、産業分類の改定によりサービス産業などの分類の細分化や組み換えがされておりました、一概に比較できませんが、高齢化社会の進展を背景に医療・福祉分野の就業者数が伸びているのが特徴となっております。

平成22年の就労人口全体の割合としましては、第一次産業が2.2%で、平成17年と比較しまして0.6%の減、第二次産業が22.4%で、平成17年と比較しまして1.3%の減、第三次産業が73.8%で、平成17年と比較しまして0.9%の増となっております、第三次産業の割合が増加しているのが本市の特徴となっております。

続きまして、資料右側の中段の表には、ここ1年間の「有効求人倍率」の推移を掲載しております。本市の最新の状況としましては、平成24年4月が0.58人となっております、ここ1年間の傾向を見てみますと、1年前の4月と比較しますと0.09人増となっております、若干、改善はしておりますが、昨年、最も数値の高かった11月の0.72人からは徐々に悪化してきている状況であります。全国や福岡県のデータでは、ここ1年前は改善傾向が継続されている状況となっております。

最後に、資料右側の下段の表には、全国の「完全失業者数及び完全失業率」の推移を掲載しております。最新の状況としましては、平成24年4月の完全失業者数は315万人、完全失業率は4.6%となっております、1年前の4月と比較しますと完全失業者数は6万人増で若干増加、完全失業率は0.1%減でほぼ横ばいの状況となっております。ここ1年間で見ても、完全失業者数は、昨年9月と12月が275万人で最も少なくなっておりますが、それと比較しますと、本年4月は40万人増で悪化している状況となっております。また、完全失業率は、昨年9月が4.2%と最も低くなっておりますが、それと比較しますと、本年4月は0.4%増で悪化している状況となっております。長期的に見ますと、平成20年9月のリーマンショック以降、全国の「完全失業者数及び完全失業率」は、ともに急激に悪化し、その後、平成21年の後半からは徐々に回復傾向にはありますが、リーマンショック以前の状態にはまだ戻り切れていない状況でありまして、まだまだ厳しい社会経済情勢となっております。

今後とも、各種情報の収集を行いながら、産業実態や経済情勢の把握に努めてまいりたいと考えております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

懇切丁寧にですね、データの内容を説明していただきましたのでよくわかりましたけど、第1次産業では農業が減っているということですよ。第2次では大きく建設業が減っているということ。第3次では医療関係がふえているというふうに見えるんじゃないかと思いますが、就労場所の増減がどういうふうになっているのか、企業がですね。企業実態がどういうふうになっているのか。当然就労場所が少なくなっているから就労人口が減っているというふうには考えられるんですけども、どういうふうに変化しているのかというのを、できましたら機会があればですね、報告していただきたいと思います。要望しておきます。この数字、それ

とともに、こういう実態を見てですね、今後どういう分野を伸ばしていくべきなのか。先ほど補助金を出してということをおっしゃっていましたが、やはりこういうものを見ながら。例えば飯塚市は以前ですね、情報通信業については力を入れていたんですよ。ところがこのデータで見ると、250人ぐらいですか、減っているということですよ。トライバレー構想を持ってやっているけれど、結果として減っている。第2ステージに移っているけど、減っているんですよ、人口がね。就労人口が減っているということでしょう、これを見ると。違うんですかね。

商工観光課長

この情報通信業につきましては先ほど少し述べましたけども、平成21年に産業分類の改定がっております。その部分でその前回の情報通信業から郵便業の部分が運輸業、郵便業という形で情報通信業の下に書いてあると思いますけども、これ全国で言いますと、22万人ほどが情報通信業から運輸業、郵便業のほうに移行になっておりますので、ちょっとこの部分で一概に比較ができないところがございます。

道祖委員

その点はわかりましたけれど、これ見る限り私が求めたいのはそういう力入れてきていた産業が分類で見えないなら見えないで、どういうふうになっていっているんだと。トライバレー構想の第2ステージに移っていて、これをどのように今後伸ばしていくんだというようなことをですね、やはり提案というか、そういうことを考えていただきたいなと、そういうふうに思うわけです。それと医療福祉の場合は、これはもう高齢化でどうしてもそういう施設がふえていってるから、就労人口がふえていってるんだらうと思いますけど、ここは部門が違うからあれですけど、どういうふうに今後、高齢者社会になっていてここの就労人口がふえていくんだらうかとかいうことは関係部署と相談しながら、産業として報告する機会があればですね、報告していただきたいなというふうに思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

瀬戸委員

まず左の資料の中で、第1次、第2次、第3次の中で比較してないもの、「学術研究、専門・技術サービス業」、これは平成17年度が横棒になっています。その下の「生活関連サービス業、娯楽業」、これも横棒引いてますね。下から3番目の「サービス業」、これも横棒が引いてあって、そのサービス業の上の「サービス業」の右側、22年度分に横棒が引かれてあって、これは比較ができない、数値がわからないということですか。どういうことでしょうか。

商工観光課長

これも先ほど述べましたように、平成21年1月の産業分類の改定によりまして、特にサービス業というのが分類分けがされまして、サービス業のうちからそこに書いてあります「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、これはもともとサービス業の中に位置付けられておりまして、それが分類されまして新しく項目ができたものでございます。振り分けられた最後のものが、そこに残っております「サービス業 1」という形で分類をされているものでございます。

瀬戸委員

それは理解できました。それではですね、平成22年度の完全失業者、これは7,417人というのは、これ飯塚市、本市においての分ですね。これ、年齢はあくまでも働きたいけど働けない、いわゆる60歳以下の方なんではないでしょうか、どうでしょうか。

商工観光課長

ここで書いてあります「完全失業者」といいますのは、調査期間中収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事につくことが可能であって、かつハローワークに申し込むなどして

積極的に仕事を探していた人という形で分類されております。基本的には、労働力人口のうち就業者を除いた方が完全失業者というふうな分類になっております。

瀬戸委員

いろいろ難しい答弁をされますけど、働きたいけど働き口がないと、簡単にはそうなんでしょう。7,417人もいらっしやると。これに対して担当課は課長の所だけかどうかわかりませんけどね。飯塚市としてどういうふうにこの失業された方たちの就職の斡旋とかいうのをですね、考えて施策をやっているのか。先日ありましたよね。スーパーが出店したいと。三十数名の労働者を確保すると。それも事情があってできないということを言われました。そういうふうだね、簡単に、いわゆる技術を持ってなくて、何か特殊な技術を持ってあって免許を持ってあったりとかしたら勤めやすい、わりと勤める所もあるかも知れないけど、いわゆる何も技術がないという方が就職できるような場が少ないと思うんですよ。だから今サービス業のほう伸びているわけでしょう、そういうことで。パートでもいい、そういう方の就職口ができるためには、先日言ったように、工業団地に大きな工場とかさっと来てくれればそれなりに多くの雇用が見込めるのかもわかりませんが。いわゆる今の商業系こともやっぱり企業誘致として考えていただければ、そういう手に技術のない方たちが勤める所がふえると思うんですよ。例えば昔言っていたように、ゆめタウンが下三緒に来たいと。12,000人の社員というか従業員を雇うと、飯塚市から。例えばイオンがここに来ると何千人の雇用をするということがあったわけですよ。それをできないということで、中心市街地活性化は今やってるからできないのはわかりますけど、できないということで蹴ってきた。現状これじゃないですか。そういうことを本当にあなた達が飯塚市のこの失業者の方たちの就職を本当に心配しているのかどうか。もっと見方を変えなくちゃ、ガチガチの頭で、工業団地にはもうトヨタの関連を連れて来ようとか、何か大きな企業を連れて来ようとかいうのもいいんですよ。いいけどね、やっぱり目先を変えて、本当にこの人たちのことを心配しながら施策をやらしてもらわないと。これはもう市長、副市長にお願いをせないかんわけですけど、その辺も十分に考えたところで施策を打っていただきたい。これは要望しておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市公共建築物等における木材の利用推進委員会の設置について」、報告を求めます。

農林振興課長

飯塚市公共建築物等における木材の利用推進委員会の設置につきまして、ご報告いたします。平成22年10月1日に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、同年10月4日に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針」が策定されました。福岡県におきましても平成24年1月30日に「福岡県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針」が策定されております。このことは、木材の利用の促進が林業の再生や森林の適正な整備、地球温暖化の防止等に貢献することから、一定の基準を満たす公共建築物につきましては可能な限り木造化、木質化を図るとの方向性が示されたものでございます。このようなことから、本市におきましても関係各課で組織する「飯塚市公共建築物等における木材の利用推進委員会」を設置することを平成24年6月14日の庁議におきまして決定いたしました。今後は推進委員会におきまして「飯塚市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、木材の利用促進に向け取り組んでまいりたいと考えております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

やっとできましたですね、取り組みが。やっと推進委員会ができましたね。2年かかりましたね、国の法律ができて。もう県が言って半年、時間かかりますね。委員会をつくっていつまでに結論を出すんですか。結論をいつまで出しますという報告はされてませんよね。十分な検討していただくのは結構なんですけど、何年かけてやるんですか。何ヵ月ですか。その辺きちんと言ってください。

農林振興課長

9月の議会までには作成し、報告をさせていただきたいというふうに考えております。

道祖委員

ぜひ十分な検討をして、9月議会に提案していただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市公営住宅等長寿命化計画について」、報告を求めます。

建築住宅課長

飯塚市の公営住宅は、合併後の平成19年3月に策定いたしました「飯塚市市営住宅ストック総合活用計画」に基づいて事業を進めてきたところでありますが、平成21年3月に国が策定した基準、「公営住宅等長寿命化計画策定指針」を受けまして、昨年より関係各課の協力を仰ぎながら本市における「公営住宅等長寿命化計画」の策定に取り組みまして、このたび完成しましたので、概要について報告するものであります。

本計画の目的としましては、ストック計画を基盤としながらも予防保全の観点から中長期的な視点に立ち計画的な修繕を行うことで、ライフサイクルコストの縮減を図るものであります。

計画の期間といたしましては、今回の計画は基本的には平成24年度から10年間でありますが、社会情勢等の変化により適宜見直しができることとしております。

公営住宅の需要につきましては、現在約4,400戸あります住宅を4,000戸にすることで計画しております。

また今後の公営住宅等の活手法としましては、国土交通省が示しています公営住宅等長寿命化計画策定指針及びストック活用計画を参考にいたしまして、建て替え・用途廃止・維持管理・改善(個別・全面的)の4つとしていただいております。

建て替えについては計画期間中の10年間は現地での建て替えが中心になると思われませんが、現在、小中一貫校建設事業や中心市街地活性化事業などの「まちづくりの観点から見た地域整備への貢献」もあわせて、既設住宅の用途廃止を行い、他の団地へ統廃合、もしくは他の利便性の高い場所に建設することも視野に入れた非現地建替えについても検討する必要があると考えています。

本計画は飯塚市総合計画の下位計画として位置付けるものでございまして、飯塚市市営住宅ストック総合活用計画については策定から5年が経過しており、23年度が見直しの年となっていたため、長寿命化計画の策定はストック総合計画の見直しを踏まえたものとしております。今後はストック計画により10年計画で策定された対策についても整合性を図るものの、現在の情勢等を踏まえ見直しをしていくこととしております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

10年間で約4,400戸を4,000戸に減らしていくということですが、これは飯塚

市の人口動態との関連から考えると、どういうふうになっていきますか。人口の減少率から見たときにどうなのかということと、それと民間アパート等の利用が言われてきていると思えますけれども、人口が減ってきたら当然市内の所帯数そのものは国調ではちょっとふえてるんですけどね。人口減と比較して世帯数はふえていってるんですけど、将来人口を考えていったときにストック計画にのっとってというふうに言われておりますけど、4,000戸規模がいいのか、それとともに、まち全体を見たときの住宅需要を考えたときに民間アパートに空きが出てくる可能性が出てきますけれども、そういうことを考えたときに4,000戸が妥当なのかどうか。そういうことについてどういう判断をされたのか、お尋ねいたします。

建築住宅課長

ストック計画の中でも想定しておりましたのが、3,900から4,100戸程度というようなことで想定をしておりましたが、現在、公営住宅の飯塚市の総合計画の中で想定をしております目標人口の推移とまた公的住宅がありますが、その比率によります必要戸数の算出からしましたら、それだけを算出したしましたら必要戸数が4,600戸を超すというようなことに数字上ではなるわけでございますが、現在の世帯数はふえているという状況でございますけれども、世帯人員が減っているというようなことを考えますと、専用住宅の割合もふえていることなどを考えますと、それから県営住宅とか雇用促進住宅とかいうのもありますので、そういうものを含めるとだいたい4,000戸程度が妥当ではないかというようなことで、今回出させていただいております。

道祖委員

人口実態からいけばそれよりは規模が少なくなってるから大丈夫、こういう計画を立てているという説明だと思うんですけど、民間の業者さんたち、その貸家というかマンションとか、そういう不動産関係の人たちとですね、業界がどのように考えて今後取り組んでいこうとしているのか。ふやそうとしてるのか、現状維持なのか、減らそうとしているのか。将来の人口に対して業界としてはどう考えていると、そういう調査はされてますか。

建築住宅課長

民間のそういうアパート、そういう借家関係につきましてはちょっと調べておりません。しかしながら、現状と見ますとやはり古くなったアパートとかそういうものは借り手が少ないというような状況で、少しでも安い公営住宅を希望される方は多いというふうな判断をしております。

道祖委員

新飯塚駅周辺を見ますと、この限界もそうですけれど、マンションはふえてきてますよね。これは賃貸なのか、持ち家と言うんですか、その辺はよく知りませんが、ふえてきているのは事実ですけど、例えば市内から市内に移っていけば、当然空き家が出てきますよね、賃貸であれば。であるなら、1回ですね、いま民間には問い合わせしてないということでしたけれど、民間、やっぱり業者さんたちといろいろこう話は年に1回か2回は持ってですね、どういうふうに考えているんだと。だからどういうふうに投資しているんだとかいうことを、情報をとってやっていかれたほうがいいんじゃないでしょうかね。民間がそれだけ投資するならば、市としても4,000戸にこだわらず減らしていくとかですね、そういうこともできると思えますし。例えば民間の業界が戸数があまってきていると言うんだしたら、建て替えるよりも補助金を出すことによって、トータルコストが下がっていくとかということも考えられますのでね、行政は行政はということじゃなくてやっぱり地域で考えていくべきだと私は思いますけど、その点についてどう考えます。

建築住宅課長

いま委員が言われましたように、民間の問題、それから公共の他の賃貸の住宅等含めてですね、やはり今後は考えていかなければならない問題であるということは認識をしております。

今の現状を見ましても、結構新しい住宅というのも人気があるんですけども、古い住宅等がやはり人気がないというのも、本来、本当に住宅に困ってある方がどのくらいいらっしゃるのかということもですね、やはり私どもとしては把握をしておく必要があるというふうに思っておりますし、民間の賃貸住宅がどの程度空き家ということもやはり調べておく必要があると思っております。これは今後の課題ということでお願いいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

瀬戸委員

ストック計画とその長寿命化計画という中で、福祉対応型とこの中にも出てきておりますけど、高齢者の方が安全に安心して暮らせる住宅づくりということですけど、現在皆さんそうだと思うんですけど、議員さん陳情をよく受けるんですね。高齢になって足が悪くて4階まで上れないと。こけて骨を負って病院から出てきて、とてもじゃないけど上れないと。でも相談に行くと、住宅課はできないと、いつも。気持ちはわかります、しかしできませんと。これは、公営住宅法の中の問題じゃなくて、その中で見て2階が空いているんだけどあそこに入れてくれないだろうかと言ってもなかなか対応できないと。こういうことが今たくさん起きているんですね、たくさん。私どもも今までに、ここ1ヵ月ぐらいで3回くらい頼まれました。そういうものの対処ですね。こういうものができ上がる前に何とかできないものかなと。当然この中では建て替えるとエレベーターが付きますのでいいと思います。例えば1階の平屋建ての住宅を今から木造を使うから建てていくと、相田のほうでもありますよね。そういう所があります。優先的にそういう方たちを入れていくとか。どのくらいの方が困ってるか、把握してあります。

建築住宅課長

いま委員が言われます事情につきましては、はっきり言いまして最近ふえてきた事例でございます。今回の長寿命化計画の中でも委員がいま言われましたように、高齢者、また障がいを持ってある方が住みやすいバリアフリー化というのは、現在建っている住宅ではエレベーターをつけようとか通路に手すりをつけよう、スロープをつけようとかというような計画はしていきたいと考えております。住み替えにつきましては、もう高齢化率が市営住宅の場合はかなり高くなっております。それで、そういう住み替えについては今ちょっと制度といいますか、うちの要綱等の見直しを今しているところでございまして、できるだけ早い時期に結論を出したいと思っておりますが、委員が言われますようにふえていることは確かですが、数につきましてはちょっと把握はしておりません。

瀬戸委員

先日ですね、そういうふうには要綱を見直すということで検討していただいているというけど、時間かかるんですよ。結局いまこけてもう骨を折って、そして上まで上がれない。わかるでしょう。市役所の1階から4階まで走って来てみらんですか。皆さん、息切れませんか。私たちでも足が痛かったりする。高齢者の方で現実に4階までね、病院から出てきて足の骨を折った。どうやって上がられます。例えば酸素ボンベをからっているのに4階まで上がらないといけない。介助人がいればいいけど、介助人がいない。そんな方たちがいらっしゃるんですよ。そんなものを要綱を見直して、じゃあ今から3年先になるのか。そういうことを臨機応変に対応できないのかなと思うんですよ。それはどうですか。課長じゃなくて部長、どうなんですか。

都市建設部長

課長が答弁しましたように、その件につきましても前々から委員言われております。早急にそういう要綱の見直しというものもいま準備しておるところでございます。臨機応変というのは、なかなか難しい面があるかというふうに考えております。

瀬戸委員

言葉が臨機応変で悪いなら、いま言う見直し、見直しがいつまでかかるのか、時期的にですね。じゃあ、周りの方にこの方が、例えば酸素ボンベを持ってあって高齢の方で自分で上がれないと、そういう誰か現認するとか、そこには隣組長さんもいらっしゃるだろうし、そういう方が現認すればね、聞き取りに行ったら現認すれば、それでいいんじゃないですか。そういうのを私、臨機応変と言っているんですよ。例えばね、今度もありました。大腿骨骨折、もうほとんど歩けない。その方は3階に住んであるわけですよ。どうして3階まで上がってきます。そういうのをね、きちっと役所のほうが把握をされたら、確認作業をとって、そしてできる限りね、1階が空いているかどうかわかりませんよ。例えば同じ団地じゃないと嫌という方もいらっしゃいますよ。わがまま言われる方もいらっしゃいます。でも、やっぱり安全に生活してもらうためには、きちっとそういうふうに要望を受けて、そしてきちっとした対応をしてあげると。これは早急にもう。いつも何かつくって、急いでやっております、やっておりますと言われるけど、もう僕が行ってからですね、2ヵ月経ってますよ、2ヵ月。いつできるんですか。

都市建設部長

ちょっと時期についてはここでいま申し上げることはできませんけども、やはり先ほど委員のほうも言われましたように、ここじゃだめ、あそこがいいとかいうこともございます、現実的に。今の段階ではそういう条件が揃えば申し込みをしていただいて、住宅を替わっていただくというような制度としておりますので、そういうところが現在やはり10倍程度募集かけて待つてある方もいらっしゃるということなどを含めまして、十分に検討してできるだけ早い時期に要綱をつくりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

瀬戸委員

それだったら間に合わないから、だからその辺は要綱に縛られないといけないのかな。例えば、現実に今、住宅の課長さんとかいらっしゃる、担当さんがいらっしゃるわけですから、今そういう困ったあるところに行かれて周りの町内会長さんとか同じ棟の方にね、聞かれて現認されて、ああこの方本当これじゃ生活できないわと思われたら、早急にね、10倍あるうが20倍あるうが競争率が、そんな所を待つて入るわけにはいかんわけですから、優先順位、優先、あるじゃないですか、バスでも電車でも。お年寄り、困ってある方の優先席というものがあるんですよ。優先席じゃないけど優先住宅ということですね、そういう方を入れる所を、エレベーターとか付いた所をとっていかれたらどうですか。できないんですか、そういうことが公営住宅法というのは。

都市建設部長

いま委員が言われますようなことは十分に検討いたしまして、ちょっと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

道祖委員

入居基準については今度は新設する、条例になるんですかね。入居基準は各自治体である程度判断できるようになるじゃないですか。来年の3月31日まで、4月1日から施行のやつで、地域の自主性と自立性の関係の法律の。住宅の入居基準と設備基準、整備基準ですか、そのようなもの。そういうふうに法律の見直しがあるから、そういうときにいま大変困っている市民がいるならば、そういうところも加味した内容で独自に判断するということが可能ではないかと思っておりますので、ぜひ4月1日からのそういうその参酌基準で設ける内容についてはですね、考えていただきたいなと私も思いますので、よろしく申し上げます。

都市建設部長

いま委員が言われますように、そういう入居基準とか整備基準の条例化というものが残っております。いま瀬戸委員が言われますのは、それはまた別途の問題だと考えておりますので、十分内容を把握いたしまして、検討していきたいと思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

小幡委員

1点お尋ねします。いま瀬戸委員の言われたことにも関連しますが、今回の長寿命化メニューの中に改修とか改善とかエレベーターを付けたりとかですね、また建て替えも含まれてくるんでしょうけども、福祉対応型の中には瀬戸委員が言われたような内容が網羅されてますけどね。計画の中にそれぞれ年度に応じて地区の住宅を改善する、改修する、もしくはエレベーターを付けるというようなことで、今年24年から10年から33年までですよ。10年間で実施まで持っていられるんでしょうけども、この基本的な財源、計画立てればお金要りますのでね。財源はどこから出てくるのか。工事内容に応じて財源がそれぞれ各々違うのか、その点だけ教えていただけませんか。あわせて、特例債は使えるのかということも含めて教えてください。

都市建設部長

この財源につきましては今後、平成40年ぐらいまで見通した財政計画を一応立てております。その中でまた財政課あたりとの協議を進めたいと思っておりますが、事業を進めるに当たりましては、社会資本整備総合交付金という交付金がございますので、それを活用しまして計画を進めていきたいと。合併特例債は、住宅の場合は使えません。交付金ということですが、特例債を使えないというのは基本的にはわかりますけども、内容に応じてインフラ整備もあるでしょうから住宅の建屋のみじゃなくてね、修繕のバリアフリーとかアクセスに応じる関係とか、いま言った福祉に関係する問題とかありますのでね、そういうところのメニューを考えながら利用できるのであれば、即効性のある予算なんですよ。交付税というのはもう何十年、長期にわたって利用しますので計画を立てにくいと思いますので、その点も研究のほどよろしくお願いします要望で構いません。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「上下水道マッピングシステム開発業務委託について」、報告を求めます。

上下水道部総務課長

上下水道マッピングシステム開発業務委託について、報告いたします。

平成24年度の水道事業会計、下水道事業会計予算で債務負担行為を設定しておりました「上下水道マッピングシステム」、このシステムは、水道管・下水道管の配管図などをコンピューターで管理するもので、旧市町ごとに互換性のなかったシステムを統合し、管種・口径などのデータ・管路情報を管理し、老朽管の更新、新設事業、断水事故対策などに活用しようとするものですが、この開発委託につきましては、委託先をプロポーザル方式により選定することとし、企画提案書を提出した3業者について、一次審査の後、6月5日のプレゼンテーションを経て、一次審査とプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、評価点が最上位であった国際航業株式会社を委託先として選定し、契約金額771万5千円で契約いたしました。

今後、同社と協議を行いながら26年4月の稼働に向け、システムの開発を進めてまいりたいと考えております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

上下水道部総務課長

工事請負契約の締結につきまして、お手元にお配りしております資料により報告いたします。

A 4 横書き「工事請負契約報告書」と記載しています資料をお願いします。今回報告します請負契約は「終末処理場内揚水ポンプ場改築（機械）工事」と「太郎丸浄水場送水ポンプ施設改良（電気）工事」で、条件付き一般競争入札により契約を締結したものです。

入札の執行に当たりましては、業者選考委員会で審議し、「建設工事条件付き一般競争入札指名運用基準」に基づき、入札を行っております。

資料 1 ページの「終末処理場内揚水ポンプ場改築（機械）工事」につきましては、機械器具設置工事で、5 月 1 4 日に入札を行い、8 9 1 8 万 2 8 0 0 円の予定価格に対して 7 5 4 0 万 5 7 5 0 円、落札率 8 4 . 5 5 % で、扶桑建設工業株式会社が落札しました。

この入札については、1 2 者の同額入札になりましたので、地方自治法施行令の規定により、くじ引きで落札者を決定しております。

次に、資料 2 ページの「太郎丸浄水場送水ポンプ施設改良（電気）工事」につきましては、電気工事で、6 月 4 日に入札を行い、1 億 4 5 0 0 万 9 2 0 0 円の予定価格に対して 1 億 2 3 2 5 万 7 4 0 0 円、落札率 8 4 . 9 9 % で、株式会社日立製作所が落札しました。

この入札についても、2 者の同額入札になりましたので、くじ引きで落札者を決定しております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

またいらんことを聞くと思ってあれでしょうけど、これ扶桑建設工業株式会社ってどこの会社なんですか。私が言いたいのは、こういうふうに出てきたら、議案として出てきたら丁寧に住所とかいろいろ出てくるんですけどね。結果報告として出てきたら、どこの会社か全然わかんないですよ。まあ知る必要ないって言われれば、知る必要ないかもありませんけどね。教えて悪いもんじゃないなら、教えてください。それと、これも先ほどの報告でしたかね、オートレースの舗装の件で答弁あっておりましたけど、こういう 1 千万円以上だから、市長は地元のできるだけ資材の調達とか下請とかいうことは要望して出されているというふうに理解していますか。であるならば、どういうふうに要望した結果、要望を聞いてくれるのか聞いてくれないのか、結果は今後報告してくれたいと思っておりますけど。できますかね。

上下水道部総務課長

失礼いたしました。扶桑建設工業株式会社につきましては、本社は東京でございます。福岡市博多区のほうに九州支店がございます。それから下請につきましては、これは管理者のほうから同じような形で、市内業者を優先的にということをお願いをしております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

下水道課長

工事請負変更契約の報告をいたします。お手元に配付しております資料をお願いします。

始めに、「片島ポンプ場雨水滞水池新設（土木）工事」でございますが、現契約金額に 1 9 0 万 7 8 5 0 円増額しまして、変更契約金額を 4 億 5 5 6 万 3 5 5 0 円とするもので、あわせて工期につきましても平成 2 4 年 3 月 2 5 日を 7 月 1 7 日に変更するものでございます。

その主な理由としまして、滞水池本体のコンクリート打設に当たり、土留壁より地下水の漏水が確認され、コンクリートの強度を確保し滞水池容量を保全するために、継目に止水板を増工すること、あわせて既設ボックスカルバートとの接続部において汚泥が堆積していたため、

その撤去・処分費を増額するものであります。

工期の変更につきましては、実施に当たり固い岩盤が確認されたことにより、地中壁の工法変更と立坑内の岩盤掘削に時間を要したため、工期の延長を行ったものでございます。

次に「浦田第一雨水幹線整備（2工区）工事」でございますが、原契約金額に231万2100円増額しまして、変更契約金額を9025万6950円とするもので、あわせて工期につきましても平成24年3月29日を6月30日までと変更するものでございます。

その主な理由としまして、現地地盤が軟弱地盤であることからボーリング調査を行い、その結果をもとに支持地盤層まで地盤改良を行うこととしていましたが、実施に当たりボックスカルバート設置箇所において支持地盤層までの深さが当初設計より平均40センチメートル深かったため、増工を行ったものであります。

地盤改良工の概要としましては直径2.0メートル、深さ5.9メートル、全本数34本であったものを深さ6.3メートルに変更し、また変更に伴い工期の延長をしたものでございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

いつも変更契約は増額のほうが多いんですけど、今回この2の中ですって、基礎地盤は非常に軟弱な地盤であり、地質調査試験の結果に基づき設計をしておったと。さらに、工事実施に当たって深層となる岩盤までの深さが40センチメートル違うと。当然、ボーリングってやったんじゃないんですか、初め。ボーリングで支持地盤を見つけて、何でまた変わるんですかね。その辺が分からないので、教えてください。

土木建設課長

一応、ボーリング結果に基づき、支持地盤を想定しましてですね、今回設計をしたということでございます。その結果、現地で実際に打つときに調査した結果、支持地盤が想定ラインより低かったということで、その分の杭の長さを増工したものでございます。それとボーリングの距離がですね、当初……。ちょっとここで資料を出させてもらってよろしいでしょうか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:58

(資料配付)

再 開 12:00

委員会を再開いたします。

土木建設課長

すみません。今お手元に資料を配付しましたが、その資料の中で左側、平成22年度に施工した部分が37.1メートル。今回、赤書きのほうですね、45.7メートルが今回の工事長でございます。それで、先ほど言われましたボーリングですね。ボーリングが左からブルーのラインで書いてます。1というボーリングの位置と、23年度の工事の終盤に10、ボーリングですね。この2本のブルーのラインの70メートル間のボーリングから支持地盤を想定いたしまして、当初想定支持層ラインということで上に黒書きで書いております。これで設計をしておりました。そうすると、実施に当たり今度は下の実際の支持層ラインということで、赤書きの部分が現地の支持層ラインであるということが判明しました。結果、これ現地でその分の杭を延ばしたものでございます。

都市建設部長

補足説明します。国の補助事業でやっておる関係上、国の基準等からボーリングの間隔というのが、例えば10メートルおきにやるというふうなことはありません。70メートルから100メートルという中でやっていって、こういうふうに想定をした中でラインを決めており

ます。実際、地盤改良の杭を打って行って支持層が出てこないからどんどん深く入れていったと。そしたら、赤のラインの支持層になったというところがございます。これは逆に上がる場合もあります。今回は下がったというところがございます。

瀬戸委員

これいつも思うんですけど、設計者がおられるわけですね。そしてボーリング調査をされた。確かに飛び飛びにしかやらないからそういうことが起き得るといのはわかりますけど、これは以前もありました。設計者側に何の責任もないのかなと。これは当然地中のことだから、決められた間隔でボーリングを打つわけでしょうからね。こういうことはどうしようもない、避けられないことなんでしょう。避けられない。何か方法があるんですか、ないんですか。避けられないことなんでしょうか。

土木建設課長

いま委員のおっしゃるとおり、結果を見なければ地中のことなのでちょっとわからないということがございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

小幡委員

いま図面をいただきました。ボックスカルバートを設置するに当たり、杭を打ったわけでしょう、この間。ボックスカルバートの底辺の位置というのは、深さ何メートルのところですか。

土木建設課長

11メートルぐらいの所だと思います。

小幡委員

11メートルの所ぐらいにボックスカルバートを設置していくんですね。その支持のために杭を打っていったんですよ、沈下しないように。その杭が地盤が軟弱だったということで、0.4ですから40センチメートルですよ、杭長を伸ばしたということでしょう。その杭長を伸ばした金額の増工が230万円ほどかかった。そういう感じでいいですか。

土木建設課長

ちょっとご説明しますと、杭といってもこれは地盤改良杭でありまして、現地で制作する杭でございます。普通打っている杭ではございません。現地の土を練って、地盤改良で最終的には杭の形状になるということでございます。

小幡委員

支持杭とか場所打ち杭とかじゃなくて、地盤改良によってやった工事でしょう。アースオーガー掘って行って流すわけ。そういうわけじゃないでしょう、工法的には。現場打ち杭というやつね、場所打ち杭ね。この金額はわかります。何本実質やられたんですか。

土木建設課長

34本でございます。平均44センチメートルが今回の増工ということで、0から80センチの分もあります。平均的には40センチの増工ということでございます。

小幡委員

ということで内容はわかったんですが、金額というよりも竣工の期間が約3ヵ月以上伸びます。これが実質上、工期が遅れて延ばしてるんじゃないかと、このためだけの工事の変更によって起きた工事延長ととらえていいですか。これだけに3ヵ月も竣工が遅れるということは、間違いなく必要なんですかね。

土木建設課長

工期につきましてはこの部分もありますけど、実際はこの場所の一部遅米、田んぼを借りてやっていますので、一部遅米区画がありまして、9月下旬の予定が11月中旬頃となったことにより、3ヵ月ぐらい遅れるようになったということ、稲の刈り入れがちょっと遅れたという

こととございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

吉田委員

すみません。この図面をいま提出いただいてひとつ思うんですけど、工事完了の分の平成22年の施工済みがあります。この図面に関して、こちらのほうは何ら問題なく工事は予定どおり終わったんですか。

土木建設課長

平成22年度分につきましては、問題なく終わりました。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚オートレース場における自動車破損事故について」、報告を求めます。

事業管理課長

飯塚オートレース場における自動車破損事故について報告いたします。

平成24年5月18日午後4時頃、外向き前売り発売所、駐車場入口で相手方車両が駐車場へ進入しようとして、閉鎖用ロープが自動車の後輪に巻き込み、後部バンパーが破損したものです。

事故の原因としましては、事故当時、満車であったため、進入口をバリケード風に目視できるロープを張って遮断しておりましたところ、1台空きスペースができたため、市警備員がロープを下げようとロープを下げかけたところに車両が進入してきたため、起こったものです。

なお、市警備員、相手方ともに人身傷害はありません。現在、過失割合について、関係課等と協議を行っております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公道上における人身事故について」、報告を求めます。

農業土木課長

公道上における人身事故について、ご報告いたします。

本件事故は、平成24年6月12日火曜日午後9時40分頃、相手方50代男性が、夜間、JR浦田駅付近鯉田地内公道を歩行中、浦田駅から市道新飯塚・鯉田線に出ようとしたところ、鯉田方向から新飯塚方面へ走行してきた車のライトがまぶしかったため目をそらしたところ、公道に接続した水路上に設置された床版から水路に転落し、人身傷害を負ったものであります。

相手方の傷害の状況は、右足かかと骨折入院をしております。この事故に係る損害賠償につきましては、現在相手方と協議をしております。

今後は、このような事故がないよう、農業用施設の点検につきましては、さらに気をつけてまいります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休憩 12:11

再開 13:10

委員会を再開いたします。

次に、「明星寺地区採石場周辺市道について」を議題といたします。執行部に説明を求めます。

土木管理課長

明星寺地区採石場周辺市道につきまして、6月20日に開催されました臨時委員会におきまして、嘉飯山砂利建設株式会社に対し、6月20日認定の取り消しを行ったことをご報告いたしておりましたので、委員会以後の経過をご報告させていただきます。

6月18日、19日の両日、通行認定の条件である交通誘導員を配置せず、大型車両を通行させた事業者に対し、通行認定の取り消し通知書を6月20日午後1時24分、飯塚郵便局から配達証明にて送付、6月21日午前10時34分、送付先へ配達されております。

また、6月20日以後の通行状況につきましては、6月20日は交通誘導員を配置して大型車両が通行しておりましたが、その後6月21日から6月23日までの3日間、通行認定の取り消しを受けた車両の通行を市のほうでは確認しておりません。しかしながら住民の方からは、6月22日、大型車両が事業所を出て、団地の中を通過して行ったという情報を受けております。

次に、提出資料についてご説明いたします。提出資料の上のほうから、嘉飯山砂利建設株式会社、有限会社イブキアメニティサービス、太平建設有限会社の3社から、5月29日と30日に提出された通行認定申請に係る車両ごとの認定書（許可証）16部の写しと3社から提出のあった認定申請書の写し、各1部であります。

次に、同じように6月12日提出のありました通行認定更新申請に係る車両毎の更新認定書（許可証）15部の写しと認定更新申請書の写し、各1部であります。

なお、事業者から提出されました申請書につきましては、車両内訳書、安全通行に関する自主規制文書、通行経路図、安全通行対策を記した交通誘導員の配置図が添付されております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

小幡委員

資料の中の1点教えてください。太平建設さん、太平建設有限会社ですね。この代表取締役と嘉飯山砂利建設さんは、どういう関係にあるのか、わかりましたら教えてください。

土木管理課長

お二人は親族関係にあると聞いております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

次に、「請願第6号 明星寺地区市道の待避所設置工事（案）に反対する請願」を議題といたします。

おはかりいたします。本件を審査するにあたり、紹介議員として江口 徹議員、永末雄大議員に出席を求め、説明を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。

紹介議員さんは紹介議員席にお着きください。

(紹介議員、着席)

それでは、本請願について、紹介議員の説明を求めます。

永末議員

請願のほうとしまして、議会のほうに上げさせていただきたい部分で、今回、「明星寺地区市道の待避所設置工事（案）に反対する請願」というのを取り上げたいというふうに考えまして、今回紹介させていただきます。お手元のほうに請願書の内容のほうがあるかと思います。趣旨説明のほうもあります。もう文面で配られておりますのであえて読みませんが、この中段部分ですね、ここにはこの請願の趣旨が表れていると思います。ちょっと読み上げます。

「業者はあくまで10トンダンプの通行の継続を図ろうとし、車両制限令違反を逃れるため、自費施工で道を広げることを認めよと市長に申請しようとしていますが、この工事は通学児童が日々さらされている交通事故への危険性、道路の破損、住民に対する実害は改善されるどころか増大し、住民の苦しみが深刻化することは明らかであります。つまり、地元住民が苦しみから解放されるためには、今この段階で市長が約束された大型車両通行止めの断固たる措置を講じていただく以外にはありません。」

この部分がこの請願の趣旨だと思います。私自身もすごく危険で車両が通行することにより住民の方の危険性が増大していると思います。昨年、議会におきましても大型車両の通行禁止ということで、大多数で採択して、止めるという方向性で、大多数の意思をいただいているかと思います。ですので、そのあたりの整合性を考えても、今回のこういった請願を取り上げるということは何ら矛盾することなく、ぜひともこの請願のほうを審議していただきたいと思い、今回上げさせていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

この請願に対してですけど、車が通っているから危ない、だから止めろということは、私は実際止まれば確かに歩行者にとってはですね、安全かもわからない。車が通らないことによって安全だろうと思いますけどね。道路ですから、どんな形にしる道路です。その大型車以外についても、あそこの道路の形態を考えますとですね、やはり今度は道路幅がないということですから。私自身は前々回からずっと思っていることは、車幅が5メートル云々のときから思っていることは、まず第一に住民の安全確保が第一だと僕自身は思っているんですけど、その点については、どういうふうに思っているかですね。住民の安全確保という形の対処のあり方について紹介議員はどういうふうに思っているのか、お尋ねいたします。

江口議員

この問題に関しましては、もともと採石場そして産業廃棄物の中間処理施設の申請という準備、行為がもとになって発生をしております。そしてその中で現実には大型車両の通行によって住民の方々の生活が脅かされているということは、皆さんご存知のとおりかと思います。安全確保というのをもひとつかと思いますが、安全確保のみならず、車が通ることによる、先の一般質問で示した公害等々を考えると、まずはこの道路の通行をまず制限していただきたい、静かな生活を取り戻したいというのが住民の願いでありますし、私どももそのように同意するものであります。

道祖委員

あそこはですね、奥のほうに業者さんがいる、これは事実ですね。大型車両が通っている、それは事実で、私も現場見てきてます。ただあそこは、今度は明星寺団地の周辺道路というか、周回道路というか、そういう下り口がありますよね。当然そこには生活している人たちがいますから、その道路を頻繁に使って団地の所の前を通過して来てるわけですよね。大型車両は通らない。そこはめったに引越しのときしかトラックが通らないとか、そういうこともわからないけれども、問題は、にしてもですね、にしても、通学路の確保という意味から考えたら、早

急に私は歩道の整備、これは必要じゃないかと思えますけれど。それとともにこの前、宮嶋議員が一般質問されておりましたけれど、その際の写真を見ますとね、確かに大型車両が止まって、けど大型車両に限らずですね、あの団地の入り口、坂になって坂を下りた所が一旦停止なんです。自転車やら、軽車両から、自動車からパーッと下りてきたときに、団地の子どもたち、この上の団地の子どもたちの安全確保とかということが守られるかということ、あそこの交差点の形状の変更とか、そういうことも早急に取り組みなくてはならないと思えますけど、大型車両の通行止めという趣旨はわかりますけれど、それ以外の住民の安全性を考えていったときに、歩道の整備、あそこの坂から下ってきた所の交差点の整備については必要と私は思えますけど、紹介議員はどういうふうに思います。

江口議員

いま言われている明星寺団地から下りてきて奥の2組との交差点の所の交差点の改良等については、それぞれ所管のほうで十分検討されるべきものであるとは考えます。ただ今回の請願の趣旨にある奥のほうの分に関して、待避所の設置工事に関してはすべきではない、車両の通行についてきちんと止める手立てをやってほしいということに関しては、また別問題として取り扱われたらいいのかなとは考えております。

小幡委員

趣旨説明に対する質疑ですので、技術的な話というのは所管事務調査の中でやるべきだと思うんですね。その点、きょうは請願に対する趣旨説明ですので、その枠を超えないように進めていただきたいんですけど。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:24

再開 13:28

委員会を再開いたします。

他に質疑はありませんか。

(他になし)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。江口議員さん、永末議員さん、ありがとうございました。

(紹介議員、傍聴議員席に着席)

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

暫時休憩いたします。

休憩 13:29

再開 13:40

委員会を再開いたします。

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「請願第6号 明星寺地区市道の待避所設置工事(案)に反対する請願」について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手、全会一致)

全会一致。よって、本請願は採択すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。